

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「企業とは株主各位、お客様、お取引先、地域社会ならびに従業員に対して社会的責任を有し、法令遵守および企業倫理の徹底がかかる社会的責任を果たすための最低要件である。」との認識に立つものであります。

コーポレート・ガバナンスとは、かかる認識の下、当社を株主各位、お客様、お取引先、地域社会ならびに従業員が誇りを持ち夢を実現できる場とするための内部統制機能と位置付けており、いかなる業務においても執行する機関(者)と監視する機関(者)とが存在する体制を構築し、内部牽制を機能させることが基本であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
吉村 昭一	978,700	19.26
アルディート・アセット・マネジメント株式会社	710,000	13.97
カズオ ヨシムラ	517,248	10.18
KYCOMグループ社員持株会	355,600	7.00
小林 勇雄	247,520	4.87
有限会社ファースト・システムズ	229,000	4.50
株式会社EAGLE ADVANTEK	108,000	2.12
KYCOMグループ役員持株会	92,700	1.82
小原 浩之	84,000	1.65
福田 正樹	80,000	1.57

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は支配株主を有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松木 武	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松木 武		—	日立製作所およびそのグループ会社の経営を歴任されてきた豊富な経験と幅広い知見により、経営全般の監視と有効な助言をいただけるものと判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

「監査役監査基準」に、監査役は内部監査人（監査室）と会計監査人と適切な連携を図ることが規定されており、会計監査人が提示する監査日程表に基づいて、定期的に報告会と監査会を開催しております。
報告会においては主に会計監査人と監査室が、監査会においては会計監査人と監査役および取締役が情報を共有し、意思疎通を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
八木橋 英男	他の会社の出身者													
三輪 玄二郎	他の会社の出身者													
田辺 信彦	弁護士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
八木橋 英男	○	独立役員	システムに関する幅広い知見と経営者を歴任されてきた豊富な経験により、経営全般の監視と有効な助言を期待し、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断しております。また、独立性基準での該当はなく役員の属性でも該当がないため、一般株主と利益相反の生じる恐れは無いと判断し、独立役員として指定しております。
三輪 玄二郎		——	パイオ関連、IT産業に精通された深い知識を活かして、当社の監査機能に貢献していただけるものと判断いたしました。
田辺 信彦		——	会社経営に取締役、監査役として参画された経験もあり、弁護士および弁護士事務所のパートナーとして、培われた専門的な知識、経験等を当社の監査体制に活かしていただけると判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

平成12年6月および平成14年6月開催の各株主総会の決議によりストックオプション制度を実施いたしましたが、これら2件のストックオプション制度は平成19年7月末日をもって行使期間を終了いたしております。
現在は、取締役等へのインセンティブ付与よりも、当社グループの業績を回復し、ステークホルダーに対して利益を還元することを優先したいと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

「役員執務規程」に、役員報酬はその総額を株主総会において定め、各人への配分はその資格および担当業務を勘案して、取締役社長がこれを決定すると規定されており、役員報酬の総枠の上限金額は株主総会の承認を得ております。現在のところ個別報酬は社内においても公表しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等は、職務内容とその責務、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は1990年6月18日であり、決議の内容は取締役報酬総額を月額8百万円以内(ただし、使用人を兼ねている取締役の使用人分給与額を含まない。)、監査役報酬総額を月額1百万円以内とするものです。また当社取締役は事業会社である子会社の代表取締役も兼任していることが多く、その場合には兼任する子会社の業績や、当社とその子会社との業務負担の割合を総合的に勘案し、当社からではなく子会社から役員報酬等を得ております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

「監査役監査基準」に、監査業務を補助する体制を確保することが規定されており、現在は管理部従業員が社外監査役の補助使用人として、取締役会および監査役会の日程、付議事項を確認し、招集通知を作成の上、各取締役および監査役ならびに社外監査役に送付しております。さらに議事進行を確認の上、取締役会および監査役会の議事録を作成しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

イ 株主総会:業務執行の最高機関である取締役会、監査の最高機関である監査役会の各メンバーを選任し、選任した取締役及び監査役の職務執行を監督します。

ロ 取締役会:株主総会において選任された代表取締役社長が議長を務め、取締役らが経営方針等の重要事項について意思決定を行うと同時に、各取締役の職務執行を監督します。毎月1回定例取締役会を、必要に応じて臨時取締役会を開催し、当社及びグループ各社の業績を論議し、対策を検討します。取締役会には、取締役のほか、監査役、執行役員及び内部統制委員長も出席し、意見を述べます。

ハ 監査役・監査役会: 3名の社外監査役が、取締役の業務の執行を監査します。即ち、取締役会その他重要な会議に出席して意見を表明し、また必要に応じて社外取締役や取締役管理部長から報告を受け、取締役及び会計監査人等から受領した報告内容を検証し、財産の状況を調査し、取締役等への助言・勧告を行い、取締役の行為の差し止めを行います。監査役会においては各監査役の監査報告に基づき、監査役会監査報告を作成し通知します。

ニ 経営会議: 最高経営責任者(CEO)が議長を務め、他取締役全員で構成され、毎月少なくとも1回開催し、取締役会の決議事項を事前審議し、取締役会から委譲された権限の範囲内で、重要事項を決定し執行します。また必要に応じて執行役員や監査室の要員も出席し、報告を受けます。

ホ 監査室: グループ各社の内部監査を、定期的及び臨時に実施します。監査専従者3名が内部監査を行う体制になっております。業務監査においては監査役・監査役会と連携し、財務に係る重要事項に関しては会計監査人と連携して監査を実施します。

ヘ 社外専門家: 弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて指導・助言を仰ぎ、顧問税理士には税務に関する助言・指導を受け、遵法性の確保に努めております。

ト 内部統制委員会: 当社及びグループ各社の内部統制の統括管理機関として、当社取締役会の下に、内部統制委員会を設置し、内部統制委員長のほか、取締役管理部長、グループ各社の適任者(主に総務人事部長、営業統括責任者及びシステム担当者等)で構成され、当社及びグループ各社の内部統制システムの構築、整備、運用、是正を企画、実施します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は定款で取締役の員数を10名以内、監査役の員数を5名以内と定めており、純粋持株会社として迅速な意思決定等機動性を重視し、また社外監査役による監査体制が独立性を持つ経営監視機能として有効であると考えているため監査役会設置会社を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページには、経営方針、決算短信、電子公告ならびにニュースリリース等、金融商品取引法および証券取引所の定める規則に従って開示すべき情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部長をIR担当としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは「企業とは株主各位、お客様、お取引先、地域社会ならびに従業員に対して責任を有し、法令遵守、企業倫理の徹底がかかる社会的責任を果たすための最低要件である。」を行動指針と定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
当社は「法令遵守及び企業倫理の徹底が社会的責任を果たすための最低要件である。」を行動指針とし、社内規則、規程類を整備改正し、取締役及び社員が常時閲覧できるようにしております。
毎月開催される定例取締役会においては、各取締役が担当職務の執行状況を報告し、監査役が各取締役の職務執行状況を監視、監査しております。
内部監査部門である監査室は、「内部監査規程」及び「内部監査実施マニュアル」に基づき、定期的に、更に臨時に、当社及びグループ子会社の業務及び財産の実態を監査しております。また財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用状況等の重要事項に関しては外部監査人と連携して監査しております。
コンプライアンス経営を促進するために、顧問弁護士及び顧問税理士の指導、助言を仰いでおります。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
重要な情報は「情報機密保護規程」及び「個人情報管理規程」により、その区分と取扱いが明確に定められ、関係者以外のアクセスを禁じております。
株主総会及び取締役会の議事録等の重要文書は、「文書管理規程」にその保管責任者、保管場所、保存期間が定められております。
主要なネットワークは専用回線とすることによりセキュリティを確保し、サーバへのアクセス権限は厳密に区分され制限されております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「公印管理規程」により公印の取扱いを厳格に定め、重要文書の偽造あるいは濫製による資産損失及び信用失墜を防止しております。
取締役及び社員は、「組織規程」及び「業務分掌規程」並びに「職務権限統制規程」に定められた職務と権限に基づき業務を遂行し、自己の職務と権限を超える事項は、「稟議規程」及び「乙稟議規程」並びに「グループ稟議規程」により上位者の決裁を仰ぐことで、不測の事態（損失）を防止しております。
「経営会議規程」に基づき、重要または異例な業務の執行に関する事項は経営会議に付議され、あらゆる損失のリスクへの対応を審議しております。
取締役及び社員の健康管理のための「保健衛生管理規程」、災害防止対策と衛生諸施策を定めた「安全衛生委員会規程」、資産保全のための「固定資産管理規程」を整備運用し、重要な財産の損失を防止しております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「役員執務規程」により取締役の行動指針及び心得を明確にしております。
取締役会において、各取締役の管掌業務を定め、職務執行範囲を明確にしております。
毎月開催される定例取締役会のほか、経営会議を毎月2回以上開催し、経営に関する重要事項の執行方策を具体的に協議し、取締役の職務の執行を支援しております。
取締役会において、中長期計画を策定し将来の経営目標を明確にしております。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の取締役会の下に、内部統制委員会を設置し、当社及びグループ子会社の内部統制システムの整備運用を統括しております。
「関係会社管理規程」により、当社のグループ子会社に対する管理の理念と基準を明確にしております。
グループ子会社の重要事項は、事前協議の上「グループ稟議規程」により当社CEOの決裁を得ております。
当社の監査室は、「内部監査規程」に従ってグループ子会社の監査を実施しております。
「KYCOMグループ社長会会則」を定め、グループ子会社の取締役社長が毎月1回参集し、共通する重要課題を研究、協議しております。
- (6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
「監査役監査基準」に基づき、監査役の職務遂行を補助する監査役スタッフを確保し、かかる監査役スタッフの取締役及び業務執行者からの独立性を確保しております。
「監査役会規程」に基づき、監査役会には事務局が設置され、監査役の職務遂行を補助しております。
- (7) 取締役及び使用人、グループ子会社の取締役、監査役及び使用人が当社監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「監査役監査基準」及び「取締役会規程」により、監査役は取締役会及び経営会議その他重要な会議あるいは委員会に出席し、取締役及び社員から業務執行状況について報告を受けることができます。かかる重要な会議に出席しない場合でも、監査役は付議事項について説明を受け、関係資料を閲覧することができます。
「監査役会規程」により、監査役は必要に応じ、監査役会において会計監査人、取締役、社員や、グループ子会社の取締役、監査役、社員からの報告を受けることができます。
「監査役監査基準」及び「内部通報制度運用規程」により、監査役は内部通報体制の情報受領先に加わり、社員からの情報を監査業務に活用することができ、報告者に対する不利な取り扱いを禁止しています。
- (8) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役が効率的に執行されることを確保するための体制
「監査役監査基準」には、監査役は取締役社長と定期的に会合を持ち、取締役社長の経営方針を確かめるとともに、当社グループが対処すべき課題、当社グループを取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換することが定められております。
「監査役監査基準」には、監査役及び監査役会は取締役社長に対して次の監査役監査の環境を含む諸事項について要請を行うことができると定められております。
 1. 監査役監査の重要性と有用性に対する取締役社長その他の取締役の認識及び理解
 2. 監査役がその職務の執行を補助する体制の整備に関する事項
 3. 監査役がその職務の執行で生ずる費用又は債務に関する事項
 4. 取締役及び社員が監査役に対して報告すべき事項

- 5. 内部監査部門等との連携に関する事項
- 6. 内部統制システムの整備に関する事項
- 7. その他、監査役の円滑な監査活動の保障に関する事項

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社の行動指針である法令遵守、企業倫理の徹底に基づき、不正行為および反社会的勢力には毅然と対応し、経済的利益を含む一切の利権を供与しないことを宣言するものであります。

(1) 当社の取締役、監査役、社員は、「役員執務規程」および「監査役監査基準」ならびに「就業規則」に従って行動し、反社会的勢力には一切関与しないものであります。

(2) 当社は、万一暴力団関係者等と認識できないまま反社会的勢力と経済取引を行った場合は、顧問弁護士、警察署に連絡、相談し、グループCEO以下組織全体として対応、排除するものであります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、当社は取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を、定款で定めております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、会社法に基づく内部統制の基本方針を定め、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」および年度計画に沿って内部統制の評価および監査を実施しております。

当社グループの継続的な発展を実現するためにコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ってまいります。

業務の適正を確保するための体制として、当社では、社外の有識者を委員長とする当社及び子会社の従業員で構成される内部統制委員会を設置し、当社及びグループ子会社の内部統制システムの整備運用について、定期的なモニタリングを実施しております。また、取締役会等の重要な会議に内部統制委員長がオブザーバーとして出席し、取締役の職務の執行が法令および定款に適合しているか、その他会社の業務の適正性が確保されているかモニタリングを実施しております。

KYCOMホールディングス株式会社 コーポレート・ガバナンス体制

